もやせるごみ

生ごみ、食用油（固めたものや新聞紙・布などにしみこませて十分に乾かしたもの）、紙おむつ、せん定枝木、衣類、皮革製品、プラスチック製品、ゴム製品、発泡スチロール、汚れた紙製品、アルミ箔（アルミホイル）など

※ロール式
- 45L
- 30L
- 20L

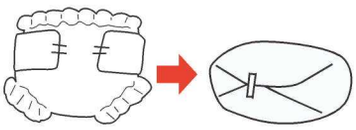

出し方

- 生ごみには、たくさんの水分が含まれています。よく水切りをして出してください。
- プラスチック容器などの プラ マークが表示されているものは、容器包装プラスチックで出してください。
- プラスチック製のおもちゃや皮革製品などで、金属が取り外せない場合は、もやせないごみで出してください。
- 紙おむつの汚物はトイレに流し、おむつを丸めて出してください。
- もやせるごみの中には、資源になる雑がみ（紙類）が多く含まれています。パンフレットやお菓子の包装紙などは、雑誌類に分別して出してください（雑誌類のページを参照してください）。
- 衣類で、ファスナーなどの金属部分はできるだけ取り外してください。

間違えやすいもの

- 汚れた紙やヨーグルト、アイスクリーム容器などの紙製品は、もやせるごみで出してください。
- 鍋焼きうどんなどのアルミ製容器は、もやせないごみで出してください。

生ごみを減らすために

日本では、まだ食べられるにもかかわらず廃棄されている食べ物が年間472万トン発生していると推計されています（令和4年度推計）。そのため、栃木県では、食べ残し（食品ロス）の削減に向けた取り組みとして、「とちぎ食べきり15（いちご）運動」を実施し、大田原市も推奨しています。

この運動は、宴会の開始15分と終了前の15分は、「食べきり15（いちご）タイム」とし、自席で料理をしっかりと食べて、食べ残しをなくすものです。

広　告

せん定枝木

せん定枝木は、太さ10cm以下、長さ50cm以下にそろえたうえで、片手で持てる程度にひもで束ねて出してください（ごみステーションに出せるのは、一度に１家庭３束までです）。

※緑資源リサイクル施設もご利用ください。

緑資源リサイクル施設に搬入する際は、太さ15cm以下であれば、長さの制限はありません（葉の部分は、切り落とし、もやせるごみで出してください）。

竹は、幹を割ってからお持ちください。なお、枯れている枝木や腐食のひどい枝木は、受け入れできません。

シュロの木や根や枝が払われていないもの、泥や土、石がついているものなどは、受け入れできません。

大田原市緑資源リサイクル施設（せん定枝葉等処理施設）

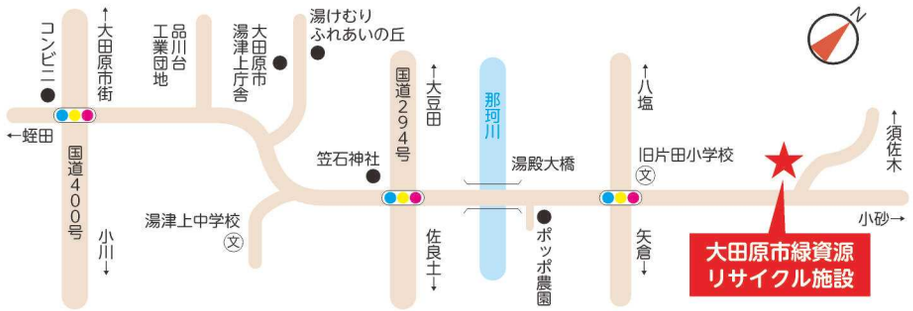

●受付日時：毎週水・土曜日　午前8時30分～ 12時、午後1時～ 4時30分
※国民の祝日および12月29日～１月3日を除く

●処理料金：①搬入車両1台につき1,000円（市内に住所を有する方）
②搬入車両1台につき当該車両の最大積載量に1kg当たり10円を乗じた額
（①以外で市長が認めたもの）

●住　　所：大田原市亀久932-8

●電話番号：☎0287-54-0921

厨芥ごみ処理機設置補助金

（問い合わせは、生活環境課☎23-8706）

家庭から出る生ごみを堆肥化し、生ごみの減量化を目的として、厨芥ごみ（生ごみ）処理機を購入された方に対して、購入費の一部を補助しています。

補助対象… 市内に住所があり、厨芥ごみ（生ごみ）処理機（容器式・機械式）を購入した18歳以上の方で、市税等を滞納していない方（同一世帯の方を含む）
※申請は、購入した日から30日以内に行ってください。補助金の支給は、１人１基までです。
過去に補助を受けた方は、５年を経過するまでは補助を受けることができません。

補助金の額… 厨芥ごみ（生ごみ）処理機器購入費（税抜き本体価格）の２分の１（100円未満切捨て）
容器式は3,000円限度　　機械式は20,000円限度

申請に必要な書類は、ホームページからダウンロードできます。

広　告